

改善基準告示見直しの主な論点

- 働き方改革関連法の国会附帯決議を踏まえ、過労死等の防止の観点から総拘束時間等の改善について改善基準告示の見直しが必要。
- ハイヤー・タクシー、トラック、バスといった業態、長距離運行と近距離運行といった運行内容、都市と地方といった地域差等の実態をよく把握した上での見直しが必要。

拘束時間

(※労働時間(法定+時間外+休日)+休憩時間)

- ・働き方改革関連法の施行を踏まえどうあるべきか
(令和6年4月から時間外労働の上限が年960時間)
- ・過労死等の防止の観点から、どう見直すべきか

休息期間

(※1日-拘束時間)

- ・拘束時間の議論を踏まえどうあるべきか
- ・インターバル規制との関係について

連続運転時間

(※4時間の後30分の休憩)

- ・安全性を確保しつつ、生産性向上に資するための見直しについて

その他

- ・年960時間の猶予期間終了後のさらなる改善について
(将来的に一般則適用)
- ・危険物輸送など緊急時の拘束時間の適用除外について